

# 第 1 章

## 東南アジアの自治体ガバメントとガバナンス

### —総論—

永井 史男  
船津 鶴代

要約：本章は、1990 年代から 2000 年代初頭にかけて東南アジアの主要な民主主義国で進展した地方分権制度を、中央地方関係の様態、ガバメントとガバナンスのあり方から比較する試みである。地方分権改革から 10 年以上を経た東南アジアの地方分権化は、民主的な制度構築を目指す初期の段階から、現在は自治体（地方行政）のサービスがいかに住民に提供され、いかなる自治体業務を実施できるか、という行政の質を問う段階にきている。こうした行政サービスを拡大するにあたって、再び中央地方関係の再構築が問題になっている。

こうした問題関心から、東南アジア各国の地方自治制度について、中央地方関係と「ガバメント」「ガバナンス」を分析の軸を用いて比較し、各国の特徴を把握する方法を考察する。

キーワード：東南アジア、ガバメント、ガバナンス、中央地方関係、地方分権

#### はじめに

本報告書は、2009 年度アジア経済研究所において実施された「東南アジアにおける自治体ガバナンスの比較研究」の中間報告である。本研究会は、東南アジアの主要民主主義国における地方自治に焦点をあわせ、1990 年代から 2000 年代初頭にかけて各国で進展した地方分権の結果として、地方自治体による行政サービスがどのように制度化され（「ガバメント」）、また自治体の限られた能力だけでは実施できないサービス提供がいかにして外部のリソースを使いながら実現されているのかという「ガバナンス」の側面にも照準を当てながら分析を試みたものである。各国の地方自治、中央・地方関係の制度面を確認する一方で、基礎社会レベルで各国の地方自治がどのように展開しているのかについても目配りしている。研究対象として取り上げる国は、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアの 4 カ国である（但し、マレーシアは第 6 章に言及した理由から、他の 3 カ国と位置づけがやや異なる。以下、これら 3 カ国を念頭において議論を進める）。

## 第1節 本報告書の目的と背景

周知のように東南アジアにおいては、1980年代後半から1990年代にかけて、民主化が進展した。また民主化の進展にともなって地方分権化も同時に進展し(cf. Turner(ed).[1999])、各国研究の分野で研究成果が発表されてきた<sup>(1)</sup>。ほぼ同時期に民主化と分権化が進んだ点で、各国の共通要素は少なくない。にもかかわらず、各国の政治、経済、宗教・文化、エスニシティ配置は大きく異なり、こうした初期条件の違いが分権化の様態にも影響をもたらしている。したがってそれらの比較の軸をいかに設定するのか、制度の参照枠や分析軸の置き方には困難が伴う。

とはいえ、先行研究に制度比較の試みがないわけではない。たとえば、国際協力事業団[2001]は、インドネシア・フィリピン・タイの地方行政や地方財政の異同を分析した数少ない試みの一つである<sup>(2)</sup>。しかし、そこでの主たる関心は、中央・地方関係における「集権型」「分権型」と「融合型」「分離型」の枠組みや、中央・地方間の財政調整制度に関する事柄にあり、やや単純化して言えば、中央政府から地方自治体に移譲された業務を実施できるのか、その実践的な枠組みに視点が置かれた（国際協力事業団[2001, 141-142]）。

他方、開発分野の先行研究では、1990年代以降、地方分権が「ガバナンス」の文脈の中で議論されることも少なくない（cf. 黒岩編 [2004]、下村編 [2006]）。そこで議論されるガバナンスの定義や意味は一樣ではないものの、複数国における地方分権について一定の指標を用いて評価する研究がこの20年間盛んに行われている。このように開発分野で「ガバナンス」が注目される背景には、ある程度の議論の合意が見て取れる。黒岩は「ガバナンス」が注目を集めた背景として、①開発現場での経験（1980年代の構造調整、1990年代の旧社会主義諸国の市場経済化、1997年アジア経済危機の発生）、②国際政治の変化（冷戦終結後、援助の政治的コンディショナリティとして民主化、人権尊重が求められるようになった）、③経済理論の発展（新制度経済学に対する評価と関心）を指摘している（黒岩 [2004, iii-iv]）。また稲田十一によれば、「ガバナンス」は世界銀行エコノミストが作った造語であり、1989年に発表されたアフリカ開発に関する報告書に初出の言葉であるという（下村編 [2004, 第1章]）。しかし、稲田も指摘するように、「ガバナンス」の意味合いは、国際援助機関（世界銀行、国連開発計画、OECD 開発援助委員会など）の中でも強調点に違いがあるうえ、開発や成長に影響を及ぼしうる（非経済的な）「ガバナンス要因」（たとえば民主的制度や政治的自由度など）がどの程度「独立変数」たりうるのか、難しい課題が横たわる。

たしかに、開発分野で地方分権が重要なテーマとして取り上げられる背景には、一定の理解を示すことができる。汚職や腐敗、レント・シーキングといった現象をできるだけ排除すべきことは言うまでもなかろう。しかしこれらの議論は、やや経済開発面に偏った印象を免れえない。自治体本来の役割である効率的な公共サービスの提供、住民に対するア

カウンタビリティ向上など、「ガバメント」本来の機能に立ちかえり（cf. 中村 [2007, 17-18]）、その実像をもとに改めて比較の戦略を考える必要があるのではなかろうか。やや強い言い方をすれば、これまで途上国についての地方自治研究は“あるべき民主化”“あるべき「ガバナンス」構築”の目線から分析したものが多く、“「ガバメント」の実態”を十分に問うていないのではないか。そのため、各国における「ガバメント」と「ガバナンス」のあり方がかえって分かり辛い印象をもつ。

実際のところ、先進国を対象にした政治学・行政学の研究では「ガバメント」と「ガバナンス」に関する議論は豊かである。本報告書の中で秋月謙吾も指摘するように、先進国では 70 年代の 2 度のオイル・ショック以降福祉国家が立ち行かなくなり、財政危機に対処するため「ガバナンス」に関する議論が豊かになった。中邨章が正当に指摘するように、ガバナンスは「これまでのガバメントによる社会運営が行き詰ったことを背景に登場した概念である」（中村 [2007, 18]）。さらに、ヨーロッパにおける地方自治をやや異なる用法の「ガバメント」と「ガバナンス」を軸に比較した野田昌吾は、イギリス、フランスが「ガバナンス」重視であるのに対し、ドイツ、スウェーデンが「ガバメント」重視であるという興味深い視点を提示している（野田 [近刊]）。ここで野田が指摘する「ガバメント」とは、古典的なウェーバー的行政制御モデルをもとに統合機能を重視し、地域的利害の全体的調整を図る強い自治体を意味するのに対し、「ガバナンス」とはサービス供給構造が多元化・破片化し、様々な主体が参加・協力する状態を指す。ヨーロッパの地方自治制度においても「ガバメント」と「ガバナンス」を視点に比較研究することの意味が伺えよう。

先進国と途上国が置かれた状況は同一ではないが、途上国から中進国化への途を歩みつつある東南アジア諸国においても、このように「ガバメント」と「ガバナンス」の実態から比較する試みには意義があるのではないか。さらに、従来のアジア諸国の地方自治が、「自治を求める遠心力に対抗した、国家統合のための求心力が集権的な地方制度を作りだしており、現実の制度は、その対抗するベクトルの均衡点で形成されている」（森田 [1997,21]）と分析されてきた点を考慮すれば、東南アジアの地方分権制度について、まず地方自治「ガバメント」の到達点と実態、問題点を明らかにすることは、議論の整理にもつながる。こうした問題意識から、東南アジア各国の制度的枠組みや基層社会レベルにおける自治体の公共サービス提供の実態を比較検討した場合、どのような特徴が見出せるだろうか。節を改め、各章が扱う国の位置づけについて試論を展開してみたい。

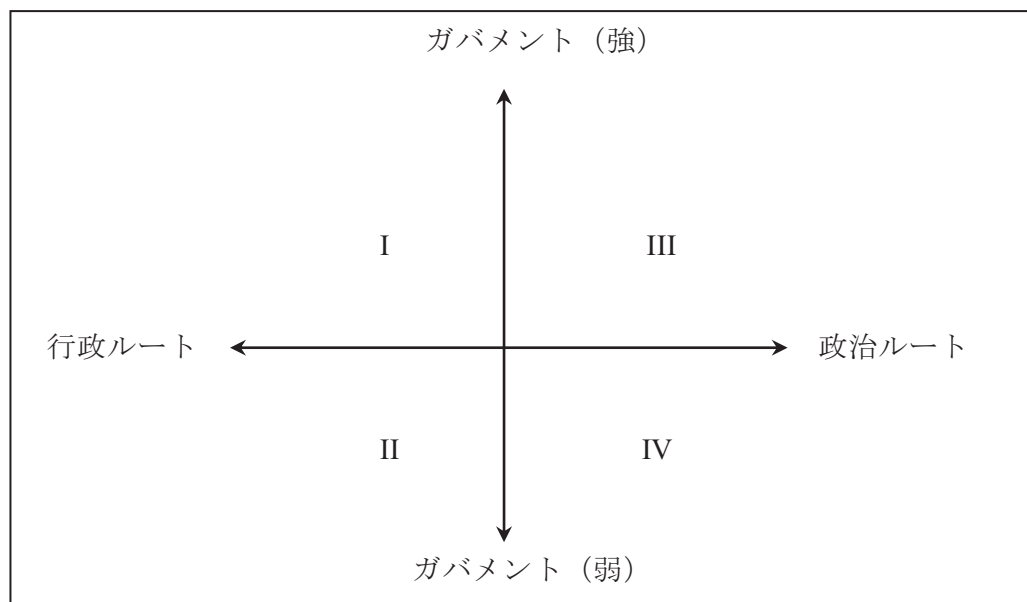
## 第 2 節 東南アジア自治体制度の分析

本報告書の第 2 章で、秋月謙吾は日本やアメリカなど先進国の分析モデルとして中央地方関係を行政・政党ルートに整理し、さらに政策調整がトップダウン型かボトムアップ型かというもうひとつの分析軸を示した（第 2 章 図 1・2）。秋月の整理をもとに、報告書

の各章から東南アジアの自治制度の暫定的な特徴を把握し、分析軸の考察を試みたい。

1990年代から2000年代初頭にかけて進展した地方分権化は、東南アジアの中央地方関係、その結合の中身を大きく変えた。しかし、各国の分権化改革のきっかけ、制度的経路の違いから、各国の中央地方関係には政治・行政の歴史的かつ根本的な特徴や相違が反映されている。第2章から引用すると、先進国・途上国を問わず国の統治機構を理解するには「中央政府と地方政府をつなげるネットワークの様態」が行政全体のパフォーマンスに影響を与える重要な要素である。こうした問題意識から、本報告書第2部の各章には、分権化の歴史的背景、分権化が実質化するきっかけ、制度的特徴、財政等に見る中央地方関係などを叙述し、東南アジアの中での位置づけを示そうとした。各国分析が示す特徴をもとに、本中間報告では図1の分析モデルを試論的に作成した。

図1 東南アジアの中央地方関係を整理する概念図（案）



（出所：2章の秋月図1-2を改変して筆者作成）

図1の横軸には、秋月の分析図を模して行政—政治ラインを設定している。ただし東南アジアの政治条件を反映して、秋月モデルの「政党ライン」を意図的に「政治ライン」という言葉に置き換えた。日・米のように政党による中央地方間の調整が安定してきた事例とは異なり、タイやフィリピンでは組織だった政党による中央地方間ネットワークが弱く、むしろ政治家個人と地方政府間との交渉やパトロン・クライアント関係が中央地方間を結びつけることも多いからである（ただしタイでは、行政的な中央地方関係が政治ラインに優越する）。この横軸は、大きな政治変動期を除き、短期の変動による移り変わりが少なく、各国の歴史的経緯に依存した中央地方関係の特徴を示している。

こうした前提のもと、本報告書の事例はそれぞれ横軸のどこに位置づけられるだろうか。

たとえば、行政による中央地方間ネットワークが政治ラインより強かった日本とタイの事例は（第2章参照）、図1の第I象限に位置づけられることになる。反対に、インドネシア（第3章）・フィリピン（第4章）では、開発計画策定や予算獲得などにおいて、地方政府の首長による政治交渉（中央政党・大統領・政治家を相手とする）が中央地方関係の重要な調整手段となっている。こうしたケースは図1の第IIIまたは第IV象限に位置づけられることになるだろう。

次に、図1の縦軸は、マレーシアをのぞく東南アジアの自治制度が、分権化改革から10-20年を経たことから、自治体制度の法的・制度的運用の安定性や中央行政の規制の強さなどをもって「ガバメント」の強弱をはかっている。当初、研究会の共通課題として研究会メンバーが着目したのは、各国における自治体「ガバナンス」のあり方であった。ところが、「ガバナンス」を問う作業から逆に見えだしたのは、実は「ガバメント」自体も構築途上にある東南アジアにおいて、「ガバメント」の強弱や「ガバメント」のルール変更から、「ガバナンス」のあり方さえ大きく異なる実態であった。さらに、縦軸の「ガバメント」は、同じ国でも強弱の程度に変動がある。たとえば、インドネシア（第3章）では1999年の「ビッグバン型」分権化から始まって、2003年以後、中央行政が再集権化を強めたことが強調されている。またフィリピン（第4章）でも、マルコス期後に中央集権化が進み、その後アキノ大統領期から、再分権化にむけた大きなルール変更がなされたと分析されている。

「ガバメント」の強さの比較は、中央地方関係の位置づけを定めるよりも難しい作業である。これを承知のうえで、あえて地方政府（自治体）が中央政府の定めた法の支配のもとに政策・業務を実施する機能を有する状態を「ガバメント」とするなら、タイは、地方自治体と併存した地方行政制度が残され、中央政府の定めた業務以外は自治体の業務執行が制限されるなど明らかに「ガバメント」の強いケースに分類されるであろう。同様に、マレーシアも中央行政・政治が連邦制に関わる法的整備を進め、制度上は「ガバメント」の強いケースに分類される（第5章）。しかし、実際の州に対する「ガバメント」運用は、恣意的で、第5章によれば、マレーシア連邦政府は、都合によって例外規定や法を設けて州のリソースを奪うことができ、憲法上も州政府の権限が制約されている。こうした「ガバメント」の制度的揺らぎや改変が、本報告書の分析を貫く大きなテーマのひとつになっている。

他方、インドネシアやフィリピンの大規模自治体は、中央政府の禁じた業務以外あらゆる業務を行う権利を有し、民間セクターや国際機関と開発計画を実行できるダイナミズムをもつ点で、相対的に自治体「ガバナンス」の余地が大きい。そのため中央政府や国際機関は、「ガバメント」強化を狙った様々な制度変更やチェック機能を働かせている。

もうひとつ、本報告書の第三部では、住民へのサービス供給を担う基礎社会レベルでの地方自治体や外部リソースを使った「ガバナンス」の様態にも関心を払っている。基礎社会レベルに設置された自治体の行財政能力、また同レベルの自治体と中央行政との関係も、



各国事情を反映してさまざまである。しかし、各国の地方行政・地方自治体の上位に認める権限の大きさ以上に、各国で下位の自治体・地方行政に認める権限の違いは大きい。第2部・第3部の各章が指摘するこうした権限の違いを概観するため、本報告書の最後に表1～4として、(マレーシアをのぞく)3カ国または2カ国の制度比較をとりまとめた。あわせて参照されたい。

最後に、残された来年度の課題に触れたい。本報告書では、初年度の議論をもとに研究会で設定した中央地方関係の分析軸と、「ガバメント」「ガバナンス」の分析軸から、東南アジアの地方自治の現状を描写した。今後、東南アジアの地方自治の分析にあたって、よりその定義を精緻化し、比較の試みを深めたい。

### 【注】

- (1) インドネシアに関しては、松井編 [2003]、『アジア研究』第51巻第2号(2005年)の特集「インドネシアの地方選挙政治」、『東南アジア研究』第45巻第1号(2007年)の特集号「インドネシア政治への新たな視座特集号」、英文では Aspinall and Fealy eds [2007]、Schulte and van Klinken eds [2007]、フィリピンについては、片山 [2003]、Kawanaka [2002]、Brillantes [2003]、さらにタイについては、英語では Arghiros [2001]、Thanet [2006]、日本語では永井[2006; 2008a; 2008b]などがある。
- (2) 同書は、インドネシア・フィリピン・タイのケース・スタディを踏まえて行政学者2名と財政学者2名が日本始め他の先進諸国、発展途上国も参照しつつ3カ国の比較分析を行ったものである。途上国の地方自治と民主化について、南アジアと西アフリカの事例をとりあげた(Crook, R.C. and Manor, J. [1998])などもあるが、比較の軸は明確にされていない。

### 【参考文献】

#### <日本語文献>

- 片山裕[2003]「フィリピンの中央地方関係と1991年の新自治法」(白石隆・村松岐夫編『日本の政治経済とアジア諸国【上巻】政治秩序編』国際日本文化研究センター)。
- 黒岩郁雄編[2004]『開発途上国におけるガバナンスの諸課題—理論と実践—』アジア経済研究所。
- 国際協力事業団[2001]『「地方行政と地方分権」報告書』国際協力事業団。
- 下村恭民編[2006]『アジアのガバナンス』有斐閣。
- 中邨章[2007]『改訂 自治体主権のシナリオ—ガバナンス・NPM・市民社会』芦書房。
- 永井史男[2006]「タイの民主化と地方分権化—タムボン自治体創設の制度論的説明—」(玉田芳史・木村幹編『民主化とナショナリズムの現地点』ミネルヴァ書)pp. 103-124。
- [2008a]「地方分権改革：「合理化なき近代化」の帰結」(玉田芳史・船津鶴代編『タイ

の政治・行政の変革－1991-2006 年』（研究双書 No. 568）日本貿易振興会・アジア経済研究所、2008 年 2 月） pp. 117-158。

——[2008b]「政党、選挙、地方政治：タイ国の地方分権化を事例に」（高橋伸夫・竹中千春・山本信人編『現代アジア研究 2 市民社会』慶応義塾大学出版会）pp. 85-108。

野田昌吾[2010]「ガバナンス改革時代の地方行政と自治体間連携—ヨーロッパ」加茂利男・稲継裕昭・永井史男編『自治体間連携の国際比較—市町村合併を超えて』ミネルヴァ書房, pp. 29-51。

松井和久編[2003]『インドネシアの地方分権化』日本貿易振興会アジア経済研究所。

森田朗編[1997]『アジアの地方制度』東京大学出版会。

#### <外国語文献>

Arghiros, Daniel. [2001] *Democracy, development and decentralization in provincial Thailand*, Curzon Press.

Brillantes, Alex B. Jr.[2003] *Innovations and Excellence: Understanding Local Governments in the Philippines*, Center for Local and Regional Governance, National College of Public Administration and Governance, University of the Philippines.

Crook, R.C. and Manor, J.[1998] *Democracy and Decentralization in South Asia and West Africa: Participation, Accountability and Performance*, Cambridge: Cambridge University.

Edward Aspinall and Greg Fealy eds.[2007] *Local Power and Politics in Indonesia: Decentralization & Democratisation*, 2003、Henk Schulte Nordholt and Gerry van Klinken eds. *Renegotiating Boundaries: Local Politics in Post-Suharto Indonesia*.

Kawanaka, Takeshi.[2002] *Power in a Philippine City*, IDE Occasional Papers Series No38.

Tanet Charoenmuang[2006] *Thailand: A Late Decentralizing Country*, UDIF.

Turner, Mark ed. [1999] *Central-Local Relations in Asia-Pacific*, London: Macmillan.

## 各国比較資料

表 1：東南アジアの自治体制度比較

|               |      | インドネシア                                                                             | フィリピン                                                                                             | タイ <sup>*5</sup>                                                       |
|---------------|------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 人口            |      | 約 2.28 億人<br>[2008 年推計]                                                            | 88,574,614 人<br>[2007 年 8 月 1 日推計]                                                                | 6,572 万人<br>[2007 年 6 月末推計]                                            |
| 自治体のレベル数      |      | 2 層制                                                                               | 3 層制                                                                                              | 2 層制                                                                   |
| 自治体の層と数       | 1 層目 | 州(33 カ所)<br>[2008 年末時点]                                                            | 州(80 ケ所)<br>高度都市化市／独立構成市 <sup>*1</sup>                                                            | 県自治体(75 カ所)                                                            |
|               | 2 層目 | 県(375 カ所)<br>市(90 カ所)                                                              | 構成市(137 カ所)<br>町(1,497 カ所) <sup>*2</sup>                                                          | テーサバーン(1,020 カ所)<br>タムボン自治体 (6,616 カ所)                                 |
|               | 3 層目 | —                                                                                  | バラングイ (42,023 カ所)                                                                                 | —                                                                      |
| その他           |      | ジャカルタ特別州<br>(1 層制)                                                                 | ムスリム・ミンダナオ<br>自治区 <sup>*3</sup>                                                                   | 特別自治体 (バンコク都<br>[1 層制 <sup>*6</sup> ], パッタヤー市)                         |
| 自治体の最大人口・最小人口 | 1 層目 | 最大：西ジャワ州<br>(41,483,729 人)[2007 年]<br>最小：西パプア州(722,981 人)<br>[2007 年]              | 最大：カビテ州<br>(2,856,765 人)<br>最小：バタネス州<br>(15,974 人) <sup>*1</sup>                                  | 最大：2,555,587 人 (ナコーンラー<br>ーチャシーマー県自治体)、<br>最小：179,850 人 (ラノーン県自<br>治体) |
|               | 2 層目 | 最大：スラバヤ市(東ジャワ州)<br>(2,628,113 人)[2007 年推計]<br>最小：スピオリ県(パプア州)<br>(12,624 人)[2007 年] | 最大：ダスマリニャス町 <sup>*4</sup><br>(カビテ州) (556,330 人)<br>最小：カラヤーン町<br>(パラワン州) (114 人) <sup>*1</sup>     | 最大：267,097 人 (テーサバーン<br>のノンタブリー特別市)<br>最小：660 人 (ポクベック町)<br>タムボン自治体：不明 |
|               | 3 層目 |                                                                                    | 最大：バラングイ 176 (マ<br>ニラ首都圏カロオカン市)<br>(221,874 人) 最小：バラ<br>ンガイ V (パラワン州ロハ<br>ス町) (7 人) <sup>*1</sup> |                                                                        |

(注)

\*1 大統領府声明 1489 号 (2008 年 4 月 16 日付け) で公式の人口統計と位置付けられた国家統計局の 2007 年人口センサスによる。

\*2 市・町ともにフィリピンの内務自治省発表(2008 年 12 月 31 日付け)による。

\*3 州、構成市・町、バラングイにより構成される。

\*4 共和国法 9723 号 (2009 年 7 月 27 日付け) により、市に昇格した。なお、第 1 層自治体の高度都市化市を含む「市」の中で最大の人口を有するのはケソン市の 2,679,450 人である (注 3 の 2007 年人口センサスより)。

\*5 タイの人口、自治体数ともに 2007 年の値。

\*6 バンコク都の区議会議員は、住民の直接選挙で選ばれる。



表 2-1：自治体リソース制度の比較（2 カ国のみ）

|                 |      | インドネシア                               | タイ                                                       |
|-----------------|------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 人口(2008 年時点)    |      | 約 2.28 億人[推計]                        | 6,572 万人[2007 年 6 月末推計]                                  |
| 自治体のレベル数        |      | 2 層制                                 | 2 層制                                                     |
| (一自治体毎)         | 1 層目 | 州（2 兆 5845 億ルピア）                     | 県自治体（2 億 2730 万バーツ）                                      |
|                 | 2 層目 | 県・市( 6170 億ルピア)                      | テーサバーン（6516 万バーツ）<br>タムボン自治体（747 万バーツ）                   |
|                 | 3 層目 | —                                    | —                                                        |
|                 | その他  | ジャカルタ特別州<br>(17 兆 4446 億ルピア)[2006 年] | バンコク都<br>(411 億 9289 万バーツ)<br>パッタヤー市<br>(17 億 3903 万バーツ) |
| 自治体毎の<br>自主財源比率 | 1 層目 | 州(43.8%)[2008 年]                     | 県自治体（14.3%）                                              |
|                 | 2 層目 | 県・市(15.8%)[2008 年]                   | テーサバーン（9.5%）<br>タムボン自治体（7.1%）                            |
|                 | 3 層目 | —                                    | —                                                        |

(出所) インドネシア：州・県市の歳入規模は 2007 年の値（岡本算出）。

タイ：全て 2006 年の値（各種統計から永井算出）。

表 2-2a：インドネシア 中央公務員数と地方自治体（州・県/市）公務員数

|      | 中央      | 州       | 県/市       | 総計        |                 |
|------|---------|---------|-----------|-----------|-----------------|
| 2003 | 840,018 | 311,068 | 2,496,919 | 3,648,005 | (2003 年 12 月現在) |
| 2004 | 824,644 | 303,283 | 2,459,410 | 3,587,337 | (2004 年 12 月現在) |
| 2006 | 851,785 | 291,894 | 2,489,582 | 3,633,261 | (2006 年 6 月現在)  |
| 2008 | 841,158 | 299,767 | 2,942,435 | 4,083,360 | (2008 年 12 月現在) |

(出所：www.bpk.go.id; BKPN [2008, 26]より岡本作成。)

表 2-2b：タイ 中央—地方行政の公務員数、地方自治体の公務員数

| 総数      |           | 中央行政・地方行政 | 地方自治体   |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 1999 年度 | 1,299,776 | 1,208,623 | 91,153  |
|         | 100(%)    | 93.0      | 7.0     |
| 2006 年度 | 1,258,919 | 1,117,131 | 141,788 |
|         | 100(%)    | 88.74     | 11.26   |

(出所：首相府人事院 2006 年データ等より永井作成。)

表3：首長選挙の有無

(「—」は制度自体がないこと、「×」は長が公選で選ばれないことを意味)

|                               | インドネシア      |                 |      | フィリピン   |   |      | タイ      |   |      |                 |
|-------------------------------|-------------|-----------------|------|---------|---|------|---------|---|------|-----------------|
|                               | 自治体         |                 | 地方行政 | 自治体     |   | 地方行政 | 自治体     |   | 地方行政 |                 |
| 第1層レベル<br>(州または県市)            | 州           | ○               | —    | 州       | ○ | —    | 県自治体    | ○ | 県    | ×               |
|                               |             |                 |      | 高度都市化市  | ○ | —    |         |   |      |                 |
|                               |             |                 |      | 独立構成市   | ○ | —    |         |   |      |                 |
| 第2層レベル<br>(郡・市町)<br><br>(行政区) | 県・市         | ○               | —    | 構成市     | ○ | —    | —       |   | 郡    | ×               |
|                               |             |                 |      | 町       | ○ | —    | テーサバーン  | ○ | …    | ○ <sup>*2</sup> |
|                               |             |                 |      |         |   |      | タムボン自治体 | ○ | …    | ○ <sup>*3</sup> |
| 第3層レベル<br>(村)                 | (町)         | ×               | —    | バランガイ   | ○ | —    | —       |   | 村    | ○               |
|                               | (村)         | ○ <sup>*1</sup> |      |         |   |      |         |   |      |                 |
| その他                           | ジャカルタ州      | ○               |      | ARMMの知事 | ○ | —    | バンコク都   |   | ○    |                 |
|                               | [ただし市長は任命制] |                 |      |         |   |      | パタヤ市    | ○ |      |                 |

(注)

\*1 町村はインドネシアの県市の下部組織である。自治体としての村の扱いの揺らぎについては島上章参照。

\*2 テーサバーン・タムボンでカムナン制度を残したところでは、カムナン・村長と地方自治体は並存してもよい。

\*3 カムナンは村民によって直接選出された村長の中から立候補したものを住民が直接選ぶ。ただし、2007年の1914年地方行政法改正により、カムナン・村長は従来の5年毎の選挙から60歳定年制に変わり、10年毎に内務省の審査を受けることとなった。カムナン・村長は中央政府の末端行政を担っている。

表 4：自治体の首長と議会との関係

|                     | インドネシア                   | フィリピン                        | タイ                                                                    |
|---------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 自治体首長の選出<br>方法      | 住民直接選挙                   | 住民直接選挙                       | 住民直接選挙                                                                |
| 自治体議員の選出<br>方法      | 住民直接選挙                   | 住民直接選挙                       | 住民直接選挙                                                                |
| 自治体議会の不信<br>任決議権の有無 | 更迭要求は可                   | 無                            | 無                                                                     |
| 首長による議会の<br>解散権の有無  | 無                        | 無                            | 無                                                                     |
| 議長を選出               | 地方議会が議員<br>の中から互選で<br>選出 | 住民直接選挙で選ば<br>れた副首長が就任        | 地方議会が議員の中<br>から互選で選出                                                  |
| 議会の同意を必要<br>とする人事案件 | 無                        | 有<br>(任命職員について*1)            | 無                                                                     |
| その他                 | 大統領による首<br>長更迭可能性あ<br>り  | 首長・議員を含めた公<br>選職員のリコールあ<br>り | 内務大臣、県知事によ<br>って首長、議員の解<br>職、議会解散がある。<br>首長・議員を含めた公<br>選職員のリコールあ<br>り |

(注) \*1 ただし、自治体議会秘書官は副首長の任命のみで、議会の承認は要せず。